

○印西市特別支援教育就学奨励費支給規則

平成27年12月16日教育委員会規則第11号

印西市特別支援教育就学奨励費支給規則

(目的)

**第1条** この規則は、小学校若しくは中学校に就学する学校教育法施行令（昭和28年政令第340号。以下「施行令」という。）第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童生徒の保護者又は特別支援学級へ就学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、就学のために必要な経費の一部として特別支援教育就学奨励費（以下「就学奨励費」という。）を支給し、特別支援教育の普及奨励を図ることを目的とする。

(用語の意義)

**第2条** この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特別支援学級 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第81条の規定により小学校又は中学校（以下「小中学校」という。）に設置された特別支援学級をいう。
- (2) 児童生徒 法第18条の学齢児童及び学齢生徒をいう。
- (3) 保護者 法第16条の保護者をいう。
- (4) 世帯員 児童生徒と同一の家屋に居住する者及び別居であって当該児童生徒と送金等の方法により生計を共にする者をいう。

(支給対象者)

**第3条** 就学奨励費の支給対象者は、市内に居住し、かつ、市内に住所を有する者のうち、施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童生徒の保護者又は特別支援学級へ就学する児童生徒の保護者で、生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条の規定による教育扶助又は印西市就学援助費支給規則（平成23年教育委員会規則第1号）の規定による就学援助費の支給を受けていない者とする。

- 2 前項において、施行令第9条の規定により市外への区域外就学が認められている児童生徒の保護者については、関係教育委員会と協議の上、決定するものとする。

(支給対象経費)

**第4条** 就学奨励費の支給対象となる経費は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 学用品・通学用品購入費
- (2) 新入学児童生徒学用品・通学用品購入費
- (3) 校外活動費
- (4) 修学旅行費
- (5) 職場実習交通費
- (6) 交流及び共同学習交通費
- (7) 通学費
- (8) 学校給食費

(支給額)

**第5条** 前条の対象経費に対する支給額等は、別表のとおりとする。

(申請)

**第6条** 就学奨励費の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、別に教育委員会教育長(以下「教育長」という。)が指定する日までに特別支援教育就学奨励費支給申請書(別記第1号様式)及び特別支援教育就学奨励費に係る収入額・需要額調書(別記第2号様式)に、支弁区分の決定に必要な書類を添付して、当該児童生徒が在籍する学校の校長(以下「校長」という。)を経由して教育長に申請しなければならない。ただし、教育長が認めるときは、添付書類の全部又は一部を省略することができる。

2 就学奨励費の受給を辞退する者は、特別支援教育就学奨励費辞退届(別記第3号様式)により校長を経由して教育長に提出するものとする。

(支弁区分の決定)

**第7条** 教育長は、前条第1項の規定による申請(以下「申請」という。)があった場合は、その内容を審査し、特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令(昭和29年政令第157号。以下「就学奨励に関する施行令」という。)第2条及び同条の規定に基づく保護者等の属する世帯の収入額及び需要額の算定要領により支弁区分を決定し、特別支援教育就学奨励費支弁区分決定通知書(別記第4号様式)により校長を経由して申請者に通知するものとする。

2 支弁区分は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 第1区分 就学奨励に関する施行令第2条第1号の規定による収入額が需要額の1.5倍未満の場合

(2) 第2区分 就学奨励に関する施行令第2条第2号の規定による収入額が需要額の1.5倍以上2.5倍未満の場合

(3) 第3区分 就学奨励に関する施行令第2条第3号の規定による収入額が需要額の2.5倍以上の場合

(権限の委任)

**第8条** 前条の規定により支弁区分の決定を受けた者(以下「受給者」という。)は、校長を代理人と定め、就学奨励費の請求及び受領等に関する権限を委任するものとする。

2 前項の委任に当たっては、受給者は、委任状(別記第5号様式)を校長を経由して教育長に提出するものとする。

(支給期間)

**第9条** 就学奨励費の支給期間は、申請があった年度の4月1日から当該年度の3月31日までとする。ただし、年度の途中で支給対象者となった者については、支給対象者となった日から支給するものとする。

(支給方法)

**第10条** 教育長は、就学奨励費を支給するときは、特別支援教育就学奨励費支給明細書(別記第6号様式)により校長に通知し、校長を経由して受給者に

支給するものとする。

- 2 前項において校長は、就学奨励費のうち現物をもって支給することが適当であると認めるものについては、現金に代えて現物を支給することができる。
- 3 前項に定めるもののほか、就学奨励費の支給時期は、教育長が別に定める。  
(支給台帳の調製及び報告)

**第11条** 校長は、就学奨励費の支給状況について特別支援教育就学奨励費個人別支給台帳（別記第7号様式）を調製し、他の関係書類とともに整理保存するものとする。

- 2 校長は、当該年度の就学奨励費の支給が完了したときは、速やかに当該児童生徒の支給状況を教育長に報告するものとする。  
(事情変更等の届出)

**第12条** 受給者は、申請した内容に変更があったときは、速やかに事情変更届（別記第8号様式）により校長を経由して教育長に届け出なければならない。  
(取消し)

**第13条** 教育長は、受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、就学奨励費の支給を取り消すことができる。

- (1) 支給対象者に該当しなくなったとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により就学奨励費を受給したとき。
- 2 教育長は、前項の規定により就学奨励費の支給を取り消したときは、特別支援教育就学奨励費支給取消通知書（別記第9号様式）により校長を経由して受給者に通知するものとする。  
(就学奨励費の返還)

**第14条** 教育長は、前条第1項の規定により就学奨励費の支給を取り消した場合において、既に支給した就学奨励費があるときは、期限を定めて全部又は一部の返還を命じることができる。  
(報告等)

**第15条** 教育長は、就学奨励費の支給に関し必要があると認めるときは、保護者に対し、就学奨励費の支給に必要な範囲内で報告を求め、又は当該関係職員に調査させることができる。  
(補則)

**第16条** この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際、印西市特別支援教育就学奨励費補助金事務処理要綱の規定により現に提出された特別支援教育就学奨励費に係る収入額・需要額調書（次項において「旧様式」という。）は、この規則による特別支援教育就学奨励費に係る収入額・需要額調書とみなす。
- 3 この規則の施行の際、現にある旧様式については、当分の間、所要の調整

を行って使用することができる。

別表（第5条）

対象経費		内容	支弁区分	支給額
学用品・通学用品購入費		通常必要とする学用品及び通学のため通常必要とする通学用品又はそれらの購入費	第1区分 第2区分	要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱に規定する特別支援教育就学奨励費補助金（小学校及び中学校分）国庫補助対象限度額（以下「国庫補助対象限度額」という。）を上限として教育長が別に定める額
新入学児童生徒学用品・通学用品購入費		小中学校に就学する第1学年の者が通常必要とする新入学に当たっての学用品及び通学用品又はそれらの購入費	第1区分 第2区分	国庫補助対象限度額を上限として教育長が別に定める額
校外活動費	宿泊を伴わない	学校行事として実施される宿泊を伴わない校外活動に直接必要な交通費及び見学料	第1区分 第2区分	実費の2分の1の金額
	宿泊を伴う	学校行事として実施される宿泊を伴う校外活動に直接必要な交通費、宿泊費及び見学料（学年を通じて1回に限る。）		
修学旅行費		修学旅行に参加するため直接必要な交通費、宿泊費、見学料及び均一に負担するその他必要	第1区分 第2区分	実費の2分の1の金額

	な経費（小中学校を通じてそれぞれ1回に限る。）		
職場実習交通費	中学校の教育課程に基づき、生徒が学校長の管理のもとに学校以外の事業所等において職場実習に参加する場合の交通費	第1区分 第2区分	実費の全額
		第3区分	実費の2分の1の金額
交流及び共同学習交通費	学校教育の一環として特別支援学校又は他の小中学校の特別支援学級の児童生徒等と共に集団活動を行う場合に必要な交通費	第1区分 第2区分	実費の全額
		第3区分	実費の2分の1の金額
通学費	児童生徒が最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合の交通費	第1区分 第2区分	実費の全額
		第3区分	実費の2分の1の金額
学校給食費	学校給食法（昭和29年法律第160号）第11条第2項に規定する学校給食費	第1区分 第2区分	実費の2分の1の金額

別記

- 第1号様式（第6条）
- 第2号様式（第6条）
- 第3号様式（第6条）
- 第4号様式（第7条）
- 第5号様式（第8条）
- 第6号様式（第10条）
- 第7号様式（第11条）
- 第8号様式（第12条）
- 第9号様式（第13条）